

第10章 携行品盗難保障条項

(携行品盗難共済金の支払事由)

第50条本会は、被共済者が責任期間中に盗難（以下「事故」といいます。）によって第51条（共済の目的物およびその範囲）に定める共済の目的物（この保障条項において以下「共済の目的物」といいます。）について被った損害に対して、携行品盗難共済金を支払います。

(共済の目的物およびその範囲)

第51条この保障条項における共済の目的物は、被共済者が責任期間中に携行する被共済者所有の身の回り品に限り、

2. 前項の身の回り品が居住施設内（居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被共済者が居住している戸室内をいいます。）にある間は共済の目的物に含まれません。
3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物は、共済の目的物に含まれません。
 - (1) 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券は除きます。）、宿泊券、観光券および旅行券（以下「乗車券等」といいます。）についてはこの限りではありません。
 - (2) 預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）、クレジットカードその他これらに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の運転免許証および旅券についてはこの限りではありません。
 - (3) 稿本、設計書、図案、帳簿、データまたはプログラム等のソフトウェアその他これらに準ずる物。
 - (4) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品。
 - (5) 被共済者が別表2に掲げる運動等を行っている間の運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具。
 - (6) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物。
 - (7) 動物および植物。
 - (8) 別表8に掲げる電子機器等。

(携行品盗難共済金を支払わない場合)

第52条本会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、携行品盗難共済金を支払いません。

- (1) 第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第1項第(1)号、第(2)号、第(4)号または第(8)号から第(11)号のいずれかの事由によるとき。
- (2) 差し押え、徴収、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされたときは、この限りではありません。
- (3) 共済の目的物の置き忘れまたは紛失。
- (4) 共済の目的物の破損、汚損、き損、故障等。

(損害額の決定)

第53条本会が携行品盗難共済金を支払うべき損害額は、その盗難が生じた地および時における共済の目的物の価額（第4項において「共済価額」といいます。）によって定めます。

2. 共済の目的物が1組または1対のものからなる場合において、その一部が盗難にあったときは、その共済の目的物全体の価値に及ぼす影響を考慮し、前項の規定によって損害額を決定します。
3. 第55条（損害の発生）第3項の費用を共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人が負担したときは、その費用および前2項の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
4. 前3項の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた共済の目的物の共済価額を超えるときは、その共済価額をもって損害額とします。
5. 前4項の規定にかかわらず、共済の目的物が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被共済者が支出した費用および共済契約者または被共済者が負担した第55条（損害の発生）第3項の費用の合計額を損害額とします。
6. 第1項から第4項までの規定にかかわらず、共済の目的物が旅券の場合には、次の各号に掲げる費用を損害額とします。ただし、1回の事故について5万円を限度とします。
 - (1) 旅券の再取得費用
旅券の再発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用。
 - ① 事故の生じた地から再発給を受ける最寄りの在外公館所在地（以下この号において

- 「旅券再発給地」といいます。)へ赴く被共済者の交通費。
- ② 領事官に納付した再発給手数料および電信料。
 - ③ 旅券再発給地における被共済者のホテル客室料。
- (2) 渡航書の取得費用
旅券の再発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用。
- ① 事故の生じた地から発給を受ける最寄りの在外公館所在地(以下この号において「渡航書発給地」といいます。)へ赴く被共済者の交通費。
 - ② 領事官等に納付した発給手数料。
 - ③ 渡航書発給地における被共済者のホテル客室料。
- (3) 運転免許証の再取得費用
運転免許証の再発給を受けた場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料。
7. 共済の目的物の1個、1組または1対について損害額が10万円を超えるときは、本会は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、共済の目的物が乗車券等である場合において、共済の目的物の損害額の合計額が5万円を超えるときは、本会は、そのものの損害額を5万円とみなします。

(携行品盗難共済金の支払額)

- 第54条本会が支払うべき携行品盗難共済金の支払額は、前条に定める損害額とします。ただし、共済加入証書記載の携行品盗難共済金額をもって、共済期間中の支払いの限度とします。
2. 本会は、携行品盗難共済金の1回の支払に際して3,000円の免責金額を控除して支払います。

(損害の発生)

- 第55条共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人は、共済の目的物について第50条(携行品盗難共済金の支払事由)の損害が発生したことを知ったときは、第22条(事故の通知)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
- (1) 損害の防止または軽減につとめること。
 - (2) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その者の住所、氏名を遅滞なく、本会に通知すること。このときにおいて、本会が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - (3) 他人から損害の賠償を受けることができるときにおいて、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
2. 本会は、共済契約者または被共済者が本会の認める正当な理由がなく前項各号の規定に違反した場合は、携行品盗難共済金を支払いません。ただし、前項第(1)号のときは防止または軽減できたと認められる額を控除して損害額とみなします。また、前項第(3)号のときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を控除して損害額とみなします。
3. 本会は、次の各号に掲げる費用を支払います。
- (1) 第1項第(1)号の損害の防止または軽減のために要した費用のうちで本会が必要または有益であったと認めたもの。
 - (2) 第1項第(3)号の手続きのために必要な費用。